



佐賀県公報

平成16年
2月13日
(金曜日)
第 12416号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告目
示次

◎急傾斜地崩壊危険区域の指定

(九五·河川砂防課)

八	七	六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	"	"	佐賀郡
"	"	"	"	"	"	"	"	富士町
"	"	"	"	"	"	"	"	小副川
"	"	"	"	"	"	"	"	大字
"	"	"	大佐古	"	郊土	"	大佐古	字
三七四番四	三五九番三	三四九番一	三三三番一地先道路	一七三番三	一六七番一	三七三番一	三七一一番一	地番

●佐賀県告示第九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

○告示

●佐賀県告示第九十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域とし

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、佐賀土木事務所及び富士町役場に備え置いて総覽に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川

康

谷田地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一號から標柱八號までを順次直線で結んだ線及び標柱八號と標柱一號とを直線で結んだ線に囲まれた区域

佐賀県知事
古川康

大野原地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次直線で結

んだ線及び標柱八号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市
一 唐津市	
浦	大字
浦川内	字
六九三六番一	地番

浦地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次直線で結んだ線及び標柱十一号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

標柱番号	郡
佐賀郡	富士町
小副川	大野原
大野原	四二三二番一
四二三八番一	四一八六番
四一七三番一	四〇八七番七
四一〇一番一	四一六五番
四二一〇〇番一	

●佐賀県告示第九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

標柱番号	市
一 唐津市	
神集島	大字
石原	字
二二三〇番地先道路	地番

神集島第二地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱九号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	
六九七四番三	六九七五番二	六九七七番一	六九五三番一	六九四二番一	六九三七番					
六九五五番一	六九七四番二	六九七七番一	六九五三番一	六九四二番一	六九三七番					
六八九四番	六九七四番三	六九七七番一	六九五三番一	六九四二番一	六九三七番					
六九〇三番二										

●佐賀県告示第九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱九号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

九	八	七	六	五	四	三	二
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
一三三三〇番二地先道路	一三三二七番一	一三三二五番	一三三三番一地先道路	一四六一番	一四五五番	一三四四一番四	一三三三番三

●佐賀県告示第九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び浜玉町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川康

玉島地区(追加)

次に掲げる地番の土地に存する標柱十号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十七年佐賀県告示第六百三十九号）の第五号（以下「既指定」という。）に規定する標柱三号とを直線で結んだ線、既指定に規定する標柱三号と既指定に規定する標柱二号とを直線で結んだ線及び既指定に規定する標柱一号と標柱十号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

●佐賀県告示第百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び浜玉町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川康

野田地区(追加)

次に掲げる地番の土地に存する標柱六号から標柱八号までを順次直線で結んだ線、標柱八号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十七年佐賀県告示第六百三十九号）の第八号（以下「既指定」という。）に規定する標柱二号とを直線で結んだ線、既指定に規定する標柱二号と既指定に規定する標柱一号とを直線で結んだ線及び既指定に規定する標柱一号と標柱六号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

八	七	六	標柱番号
"	"	東松浦郡	郡
"	"	浜玉町	町
"	"	東山田	大字
原	"	和田	字
一〇九五番	一八〇四番一	一八一七番	地番

●佐賀県告示第一百一號

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七）

号) 第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び七山村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

上組地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
六	五	四	三	二	一
〃	東松浦郡	七山村	藤川	中原	一九九四番一
〃	〃	〃	〃	〃	一九七九番一
〃	〃	〃	〃	〃	一九九四番一
中原	深迫	一一三番一地先道路	一一三番一	一一三番一	一九六七番一

藤川地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
六	五	四	三	二	一
〃	東松浦郡	七山村	藤川	堂原	二七三五番九
〃	〃	〃	〃	〃	二七二一番
〃	〃	〃	〃	〃	二七一六番
〃	〃	〃	〃	〃	二六五四番二
堂原	大前田	二七七七番	二七五四番五		

●佐賀県告示第百三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、伊万里土木事務所及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

鳴石地区（追加）

次に掲げる地番の土地に存する標柱九号と標柱十号とを直線で結んだ線、標柱十号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十八年佐賀県告示第九百十七号）の第二号に規定する標柱八号（以下「標柱八号」という。）とを直線で結んだ線、標柱八号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四八年佐賀県告示第二百五十五号）の第八号に規定する標柱二号（以下「標柱二号」とい

佐賀県知事 古川 康

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び七山村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

う。)とを直線で結んだ線及び標柱二号と標柱九号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市
十	九
"	伊万里市
"	山代町
"	峰
"	鳴石
地番	番
六四〇五番	一地先道路
六五〇四番六	

●佐賀県告示第百四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、鹿島土木事務所及び嬉野町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

岩ノ下第二地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次直線で結んだ線及び標柱八号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	藤津郡
"	"	"	"	"	"	嬉野町
"	"	"	"	"	"	吉田
"	"	榎坂	"	"	"	十郎丸
乙一一三〇番一	乙一一二六番一	乙六三〇番	乙六八三番	乙六九一番一	乙六九一番一	地番

●佐賀県告示第百五号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、鹿島土木事務所及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

川内地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	藤津郡
"	"	"	"	"	"	太良町
"	"	"	"	"	"	糸岐
"	"	"	"	川北	"	小平
一二四九番	一二〇五番	六一〇番	一二四〇番	六六二三番三	六六二五番一	地番

●佐賀県告示第百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）

号) 第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、鹿島土木事務所及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

川内第二地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
六	五	四	三	二	一
〃	藤津郡	太良町	糸岐	川北	一一〇一二番一
〃	〃	〃	〃	〃	六一一番
〃	〃	〃	〃	〃	六一七番
〃	〃	〃	〃	〃	一一六三番一
〃	〃	〃	六一二番一	六一二番一	
〃	〃	〃	六一二番二	六一二番二	

●佐賀県告示第百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、鹿島土木事務所及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

広江地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱九号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	藤津郡	太良町	大浦	広江	丁一六八四番二

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第百八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、鹿島土木事務所及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

波瀬ノ浦第二地区
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
六	五	四	三	二	一
〃	藤津郡	太良町	糸岐	破瀬浦	三四三四番一
〃	〃	〃	〃	〃	三四四七番一
〃	〃	〃	〃	〃	三四六九番一
〃	〃	〃	〃	〃	三四六五番
〃	〃	〃	〃	〃	三四六九番二
〃	〃	〃	〃	〃	三四六五番
〃	〃	〃	〃	〃	三四四八番
〃	〃	〃	〃	〃	三四三五番一

九	八	七	六	五	四	三	二
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
丁一六九〇番	丁一六九七番一一	丁一六九七番七	丁一七〇四番九	丁一七〇六番一九	丁一七一五番一	丁一七一二番一	丁一六八六番一

申購
込読
料先

一か年三、八〇円（送料共）
佐賀県総務部総務学事課

発行者 平成十六年二月十三日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西部印刷企画（株）